

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
欠席	委 員	鈴 木 巖	
欠席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成29年4月20日(木) 午前9時00分から午後9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(34人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成29年4月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p>
会長	《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は36人中34名で、定足数に達しておりますので、只今より4月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号30番 柴田 隆吉 委員

議席番号31番 竹田 義弘 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

決定第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・155件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・19件  
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・1件  
3. 現況証明願・・・・・・・・・・3件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・12件  
2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

本日は傍聴席に傍聴人が1名傍聴している関係上、議案説明に関し、愛西市個人情報保護条例に関する個人情報の朗読を控えて説明させていただきますのでご了承ください。

(1番の譲受人住所概略・譲渡人住所概略・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 1 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件について審議をお願いします。なお、議案番号 1 番と議案番号 3 番については、総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当しますので、関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、事務局より、議案番号 1 番 の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1 番の申請者住所概略・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>申請者は現在、隣接する土地にて居住しておりますが、自宅への進入部分が狭いため、今般の申請にて、申請を買い受け進入路として利用する計画でございます。以上、議案第 2 号議案番号 1 番につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 1 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案番号 2 番 について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(2 番の申請者住所概略・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光発電設備の申請でございます。計画では 288 枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては全面防草シート敷きとの計画でございます。以上、議案第 2 号議案番号 2 番につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 2 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
委員	<p>(意見)</p> <p>事務局にお尋ねしたいことがあります。</p> <p>現在、農地を保存することを目的としながら、やむを得ず太陽光発電設備を認めているが、(申請地の)南側の住民は光害などを心配している。今後は南側の宅地まで(同意を取るよう)検討すべきであるがどうか。</p> <p>また、今回に限らず、(事業者が)市外の方が多くのように思われるが、地域住民との十分なコミュニケーションや、災害対策が危惧される。事務局の指導はどのようにされているのか。</p> <p>さらに、風力発電設備は、当初どこでも設置可能であったが、風切音が脳に影響を与えるとして、設置場所について建設制限が設けられたように承知している。太陽光発電設備に関する窓口対応について注意していることがあれば教えてほしい。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>近隣宅地への配慮として、(面積が)1,000 m<sup>2</sup>を超えるものについては、住民に対する周知として、「愛西市開発行為等の周知に関する条例」を設けており、これに基づき事業者から(申請地の)総代へ説明をしております。</p> <p>その説明におきまして、設置工事が近隣住民の不安にならないよう配慮することや、万が一、近隣住民に支障が出た際は事業者にて対処する旨の了承を得ており、事務局としましては、行政書士等を通し指導していく立場にあると考えております。</p> <p>さらに、今現在において太陽光発電設備に関する制限等は無く、今後とも(太陽</p>

<p>会長</p>	<p>光発電設備の)申請にあたり周辺住民へ影響がないよう配慮するよう指導していきたいと思っております。以上でございます。</p> <p>それでは議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 番 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案番号 3 番 の審議をお願いしますので、関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、事務局より、議案番号 3 番 の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (3 番の申請者住所概略・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、一宮市内の賃貸住宅にて妻、子どもの 3 人で暮らしておりますが、子どもの成長に伴い、現在の賃貸住宅では大変手狭なため、祖母所有地へ、専用住宅(分家住宅)を建築する計画でございます。以上、議案第 2 号 議案番号 3 番につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 3 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>《関係委員 着席》</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、決定第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1 番から 155 番の譲受人住所概略、譲渡人住所概略、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第 1 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 155 番、全体筆数は 671 筆、面積は 553,127.60 m<sup>2</sup>でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが、受人となって利用権設定された筆数は 335 筆、面積は 276,392.30 m<sup>2</sup>でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は 9 名の方々に、336 筆、276,735.30 m<sup>2</sup>でございます。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は平成 29 年 4 月 28 日、契約開始年月日は平成 29 年 5 月 1 日、新規 32 件、再設定 639 件、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまいます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 1 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 19 番の申請者住所概略、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、19 件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所概略・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1 番から 3 番の申請者住所概略・申請地所在、地目、</p>

	<p>面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の証明願を受理いたしました。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から12番の申請者住所概略・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から12番、全体筆数は23筆、面積は28,134㎡です。内訳としまして、田23筆、面積28,134㎡です。以上、12件の合意解約通知を受理いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所概略・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。以上で、説明を終わります。</p>
事務局	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。これをもちまして、4月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時25分)</p>
会長	

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年4月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 30番委員 柴 田 隆 吉

議事録署名者  
議席番号 31番委員 竹 田 義 弘